

文化芸術振興条例の見直しについて

1 条例の見直し手順

(1) 条例制定の趣旨の確認

条例制定時に作成をしていた解釈による確認

＜本条例の趣旨＞

文化芸術の振興により

- 心豊かな県民生活の実現と
- 個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、
 - ・ 県民の文化芸術に関する活動の充実、
 - ・ 文化資源を活用した地域づくりの推進、
 - ・ 文化芸術の振興を図るための環境整備について規定

(2) 直近5年間における条例の施行状況の把握

年次報告書による確認

(3) 条例に関連する社会状況の推移の把握

県民ニーズ調査及び審議会での聴取による確認

(4) 条例の見直しの視点による検討

ア 必要性

当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は、現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか。また、県が対応しなければならない課題であるか。

- ・ 計画や予算事業で対応する方が合理的か。
- ・ 国の法令やその他の条例で解決できるものか。
- ・ 県が取り組む必要があるか（国、市町村、民間での取組の方が有効ではないか）。
- ・ 廃止の場合、どのような不都合が生じるか。

イ 有効性

当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか。

- ・ 条例が目指すべき効果が上がっているか。
- ・ 実施主体の役割分担の見直しにより、効果を上げられないか。

ウ 効率性

当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか。

- ・ 助成の程度は必要最低限なものと言えるか。
- ・ 得られる効果に対して過大な人員、予算が必要となっていないか。
- ・ 現在の体制で条例が十分に執行されているか。
- ・ 実施主体の役割分担の見直しにより、効率を上げられないか。

エ 基本方針適合性

当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。

オ 適法性

当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか、司法手続において違憲又は違法と判断されることはないか。

(5) 改正又は廃止の要否の判断

審議会での意見聴取を参考とし、県で判断

2 検討すべき論点整理

総論（1～4条）と各論（5～19条）に分け、各論から検討することとした。
これまでの審議会において意見聴取した結果を基に、次のとおり整理した。

（文化芸術の振興）

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等をいう。）その他の芸術及び芸能の振興を図るため、これらの公演、展示、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る文化の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術が、将来にわたって適切に保存され、継承され、又は活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) ジャンル等の例示の是非

[主な修正意見]

- ・ 法第12条に規定されている囲碁・将棋などの国民娯楽などについて、検討が必要である。
- ・ 文化芸術の分野の例示について、分野の例示はしない方が、様々な文化系芸術の新しい表現に対応できてよいのではないか。例示するのであれば、例示されなかったものが排除されないような書き方の工夫が必要である。
- ・ むしろ削除した方がよい。条文としてはより包括的な文言がふさわしい。

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 具体的なジャンルについては、あくまでも分かりやすいよう例示したものであり、記載がないものを対象から排除するなど、不利益を与えるものではない。
- ・ 時代の流れに則し、県として対策が必要な場合には、計画や予算事業による対応で問題ないとする。

(2) 振興の内容

[主な修正意見]

・ 修正案：

第1項 振興を図るため 支援その他の必要な施策を講ずるよう努める

第2項 普及を図るため 支援その他の必要な施策を講ずるよう努める

第3項 適切に保存され、継承され、又は活用されるよう

「支援その他の」必要な施策を講ずるよう努める

[対応案]

- ・ 文化芸術基本法の規定や条例制定当初の解釈、県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 第3項について、「支援」が規定されていないが、これは、芸能への支援については第1項で定めているが、伝統的な芸能は、振興に加え、保存、継承が必要なことから特に別立てとしているものである。

(3) 表現の自由

[主な修正意見]

- ・ 表現の自由にもふれた方がよい。

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 文化芸術基本法は、前回「文化芸術振興法」から「文化芸術基本法」に改正した際、前文に「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」と追記。
- ・ 条例改正の必要性について、「総論」で検討する。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第9条 県は、次代の社会を担う子どもが、豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、優れた文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 「子どもの文化芸術活動」の範囲

[主な修正意見]

- ・ 修正案：優れた文化芸術を体験し、「理解」及びこれを創造する機会の提供～
- ・ 修正案：豊かな人間性及び創造性をはぐくみ、「文化芸術に積極的に取り組むことができるよう～

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 子どもの文化芸術活動については、条例制定後、計画策定時から重点課題の一つとして、県としても力を入れて実施してきている。
- ・ 現在実施している事業について問題はなく、今後想定しうる課題についても計画や予算事業による対応で問題ないとする。

(2) 格差是正への言及

[主な修正意見]

- ・ 例えば「居住する環境に関わらず」というような格差是正につながるような文言を明記することを検討してもよいのではないか。

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ こうした課題については計画や予算事業による対応で問題ないとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第 11 条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が文化芸術に親しみ、自主的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律や県の「ともに生きる社会かながわの実現」の明記、社会的マイノリティへの視点

[主な修正意見]

- ・ 修正案：高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の「充実」→「推進」を図るため。
- ・ 「共生共創」、「ともに生きる社会かながわ」といった文言を入れた方がよい。

[対応案]

- ・ 文化芸術基本法、条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
 - ・ 「共生共創」や「ともに生きる社会かながわ」は現時点では普遍的な用語とは言えず、条例に入れるには、時期尚早である。なお、こうした理念は、条例第 2 条第 3 項（多様性）、第 6 項（相互理解）及び第 7 項（他分野との連携）に記載している。
 - ・ 県として対策が必要な場合には、計画や予算事業による対応で問題ないとする。
- ※ 本条文は、身体的理由等（足が不自由、子育て中）により、文化芸術に触れることが難しい方への対応を記載するもの。外国籍県民も含まれる。

(文化芸術に関する交流の推進)

第 12 条 県は、文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

(1) 外国籍県民との交流への言及

[主な修正意見]

- ・ 修正案：地域間交流「及び外国籍県民との交流を含めた」国際交流の推進

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 修正内容は、現行規定に含まれる。
- ・ 目的は、条例第 2 条第 3 項（多様性）、第 6 項（交流）及び第 7 項（他分野との連携）に記載している。

(2) 地域間交流と国際交流の分離

[主な修正意見]

- ・ 地域間交流と国際交流では目的、方法、所管部局が異なるので、目的を明確にするためにも分離するとよい。
- ・ 地域間交流が県内市町村間か、都道府県間なのか分かりにくい。

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 目的は、条例第 2 条第 6 項（相互理解）及び第 7 項（他分野との連携）に記載している。
- ・ 地域間交流は、県内地域間、そして県域を越えた交流を含む。

(景観の形成)

第 15 条 県は、美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにかんがみ、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(1) 文化と景観の関係

[主な修正意見]

- ・ 景観が文化の基盤となるのではなく、文化が景観をかたちづくるものであり、改めた方がよい。

※ 多数の委員が現状のままでよいと回答

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。

(文化施設の充実等)

第 16 条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設の充実及び学校施設その他公共的施設の活用が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、自らの設置等に係る文化施設を地域の文化芸術活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する人材の育成、教育、普及啓発等を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 県は、自らの設置等に係る文化施設の機能を最大限に発揮させるため、当該文化施設の運営についての適切な検証の実施の確保に努めるものとする。

(1) 専門人材の確保、充実への言及

[主な修正意見]

- ・ 第 3 項に施設で働く専門的人材の確保を明記する。
- ・ 施設の充実に加え、人材や芸術祭などの場の提供、オンラインの仕組みといったソフトの充実の重要と考えられる。

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 第 2 項中「当該文化施設の文化芸術の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図る」に、人材の確保等は含まれる。
- ・ 県として対策が必要な場合には、計画や予算事業による対応で問題ないとする。

(2) 地域特色の打ち出しと民間活力の活用

[主な修正意見]

- ・ 修正案：第 3 項として、「県は、地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化施設、学校施設、社会教育施設、公共空間、民間が設置した文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を務める。」
(民間活力も活用すべき。県設置の施設のみが対象のように見えるため。)

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 県として対策が必要な場合には、計画や予算事業による対応で問題ないとする。
- ・ 第1項は、市町村立や民間立の施設を対象とする。

(情報通信技術の活用)

第17条 県は、文化芸術に関する情報の収集及び発信、作品等の記録及び保存等に当たり、情報通信技術の活用を努めるものとする。

(1) 「情報通信技術」の見直し

[主な修正意見]

- ・ 「ICT」など、適切な語句に修正。
- ・ 情報通信技術が何をさすのか、「〇〇など」説明をくわえた方がよい。
- ・ 修正案：「オンライン配信、デジタルアーカイブなど」情報通信技術の～

[対応案]

- ・ 文化芸術基本法や条例制定当初の解釈、県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 修正内容は、現行規定に含まれる。

(2) 団体等による情報通信技術の活用への支援

[主な修正意見]

- ・ 県内で活動する個人・団体の情報通信技術の活用への支援を努めることを追記する。
- ・ 文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築を努める内容が欲しい。

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 県として対策が必要な場合には、計画や予算事業による対応で問題ないとする。

(文化芸術活動に対する支援の促進)

第18条 県は、文化芸術活動に対する個人、事業者等からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(1) 環境整備への言及

[主な修正意見]

- ・ 修正案：当該支援に関する「環境を整え」、普及啓発～
 - ・ 県は、文化関係団体等が活動しやすい環境整備を考えていく、又はサポートしていくというスタンスを明確に打ち出すことで、県の役割を意識した条例としてほしい。
- ※ 多数の委員が現状のままでよいと回答

[対応案]

- ・ 条例制定当初の解釈や県の基本的な方針を鑑み、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 修正内容は、現行規定に含まれる。
- ・ 県として対策が必要な場合には、計画や予算事業による対応で問題ないとする。